

# 札幌国際芸術祭実行委員会規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この会は、札幌国際芸術祭実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 委員会は、文化芸術の振興を図り、もってまちの魅力を向上させるため、札幌国際芸術祭（以下「芸術祭」という。）を継続的に開催することを目的とする。

### (事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 芸術祭の開催に関する事業
- (2) 芸術祭の普及啓発に関する事業
- (3) その他委員会の目的達成に必要な事業

## 第2章 組織

### (組織)

第4条 委員会は、第2条の目的に賛同する団体の代表者等による委員によって組織する。

### (役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名以内
  - (3) 監事 1名
- 2 会長は札幌市長とする。
- 3 副会長及び監事は、会長が指名する。

### (役員の仕事)

第6条 会長は、会務及び事業の執行を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代行する。

3 監事は、会計その他事務を監査する。

(顧問)

第7条 委員会には、顧問を置くことができる。

2 顧問は、有識者より会長が委嘱する。

3 顧問は、委員会の事業を円滑に推進するため、重要な事項について、意見を述べることができる。

(任期)

第8条 委員及び顧問の任期は、別に定める。

2 前項の規定に関わらず、委員等がその属していた団体に役職等の異動があった時は、会長に報告のうえ、その役職等の新任者が委員等を引き継ぐものとし、引継ぎを受けた者の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び旅費)

第9条 委員及び顧問は、無報酬とする。ただし、委員が委員会の業務のために、札幌市外に旅行する場合の旅費については、別に定める。

### 第3章 会議

(会議の構成)

第10条 会議は、委員をもって構成する。

2 会議は、会長がその議長となる。

3 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議の招集)

第11条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 委員が、会議の出席に支障があるときは、代理者を出席させることができる。

3 会議は、一同に会する方法のほか、オンライン又は書面による開催も可能とする。

4 会議は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。前項に規定する書面による会議を開催する場合は、議決権行使書の提出をもって出席に代える。

(会議の議決事項)

第12条 会議は、次に定める事項について審議し、決定する。

- (1) 委員会の規約の変更に関する事。
- (2) 芸術祭の基本計画に関する事。
- (3) 年度毎の事業計画及び事業報告に関する事。
- (4) 委員会の予算及び決算に関する事。
- (5) 芸術監督の選任に関する事。
- (6) その他委員会の運営に係る重要な事項に関する事。

(会長の専決処分)

第13条 会長は会議を招集するいとまがないときは、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議において報告し、承認を求めなければならない。

#### 第4章 事務局

(事務局)

第14条 委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。
- 3 その他事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

#### 第5章 会計

(会計・会計年度)

第15条 委員会の経費は、札幌市負担金及び委員会の事業により生ずる収入、その他の収入をもって充てることとし、会計処理については、別に定める。

- 2 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、委員会が解散することとした場合は、同日をもって終了する。

#### 第6章 解散

(解散及び残余財産の処分)

第16条 委員会は、会議において解散の決議があつたときは、速やかに実績報告及び決算報告を行い、解散する。

- 2 委員会が解散した場合において、その残余財産は、札幌市に帰属するものとする。

## 第7章 補則

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成23年11月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年7月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年7月14日から施行する。